建築基準法の一部改正について

最近の建築物をめぐる状況を鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築することを目的とし、手続きや容積率制限の合理化等についての措置を講じた「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」に基づいて一部の規定が、平成30年9月25日に施行されましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、法律の公布後、1年以内に施行される規定の施行日は未定です。

○改正の概要（平成30年9月25日施行のもの）

（１）木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止【(旧)第24条廃止】

　　　・外壁等を防火構造とすべき木造の特殊建築物の範囲を見直す。

（２）接道規制の適用除外に係る手続きの合理化【第43条第2項第1号】

※1

・一定の基準に適合する建築物は、許可から認定に移行する。（建築審査会の同意は不要）

※1 農道その他これに類する公共の用に供する幅員４ｍ以上の道（土地改良事業による農道、臨港道路等）に接するもので延べ面積200㎡以内の一戸建ての住宅。

（３）容積率規制の合理化（老人ホーム等の共用の廊下等）【第52条第6項】

・共同住宅と同様に老人ホーム等についても、共用の廊下・階段の床面積を容積率の算定対象外とする。

（４）日影規制の適用除外に係る手続きの合理化【第56条の2第1項】

・日影規制を適用除外とする特例許可を受けた建築物について、一定の位置及び規模の範囲内で増築等を行う場合には、再度特例許可の手続きを不要とする。

（５）仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例【第85条第6項・第7項】

・仮設建築物のうち、オリンピックのプレ大会や準備等に必要な施設については、建築審査会の同意を得て、1年を超える存続期間の設定を可能とする。

（６）宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化【令第2条第1項第4号等】

　　　・建築物に宅配ボックスを設ける場合、延べ面積に100分の1を乗じて得た面積を限度として、容積率規制における延べ面積に算入しない。

（７）小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の廃止【(旧)令第112条第12項廃止】

　　　・異種用途区画の規定のうち(旧)令第112条第12項が廃止された。

（お問い合わせ先）

香川県土木部建築指導課　Tel:087-832-3612 / Fax:087-806-0239

長尾土木事務所総務課　Tel:0879-52-2588　　中讃土木事務所総務課　　　Tel:0877-46-3183

西讃土木事務所総務課 Tel:0875-25-5261　　小豆総合事務所用地管理課　Tel:0879-62-1334

建設地が高松市内であれば、

高松市都市整備局建築指導課　Tel:087-839-2488までお問い合わせください。